

議案第 58 号

八幡浜市過疎地域持続的発展計画の策定について

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 8 条第 1 項の規定により、八幡浜市過疎地域持続的発展計画を別冊のとおり策定する。

令和 3 年 9 月 7 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

提案理由

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の規定に基づき、新たに八幡浜市過疎地域持続的発展計画を策定するため。

